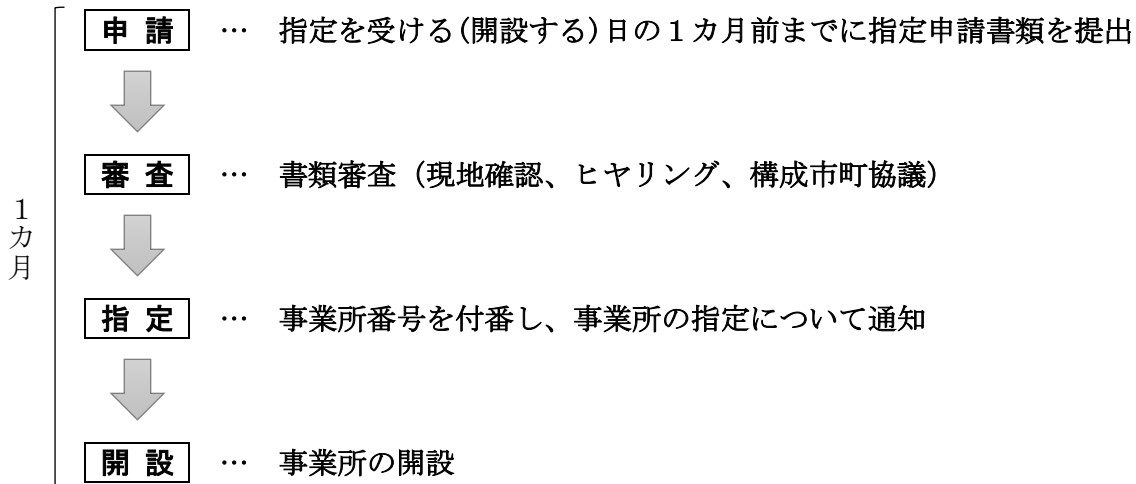


介護予防・生活支援サービス

【新規指定】

新たに開設を希望する場合、まず始めに介護保険事務所と事前協議をしてください。都道府県が指定する指定訪問介護・指定通所介護と一体的に事業を行う場合は、都道府県との協議も必要となります。

その後、指定申請を提出し、次のような流れで事業所の開設となります。



【指定の更新】

事業所の指定有効期間満了日の3カ月前までに、介護保険事務所から更新手続に関する案内を通知しますので、その内容に従って更新申請書類の提出をして下さい。

【指定の変更】

事業所の指定内容(事業所の名称や所在地等)に変更があったときは、変更から10日以内に届け出ることとされていますので、「変更届添付書類一覧表」にあるとおり、変更項目に応じて各種書類を添付して変更届けを提出して下さい。

また、報酬の請求に関する事項に変更があったときは、「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(第1号訪問事業・第1号通所事業)」により、変更をお知らせ下さい。

【事業の休廃止・再開】

介護予防・生活支援サービスの事業を廃止、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1カ月前までに届け出なければなりません。

なお、休止した当該介護予防・生活支援サービスの事業を再開したときは、再開から10日以内に届け出ることとされています。

「事業廃止・休止・再開届出書」によりお知らせ下さい。